

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- …(生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課)……………一
- 薬剤師法施行細則の一部を改正する規則……………一
- …(福祉保健局健康安全部薬務課)……………一

告示

- 令和四年度地籍調査事業計画の策定……………二
 - …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………二
 - 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………二
 - …(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
 - 建築基準法による道路位置の指定……………三
 - …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………三
 - …(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………三
- 告 示 (選)
- 令和三年東京都選挙管理委員会告示第三十七号 (政治団体の届出事項の異動の届出) の一部訂正……………四
 - 令和三年東京都選挙管理委員会告示第四十号 (資金管理団体の届出事項の異動の届出) の一部訂正……………四

公告

- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………五
- …(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………五
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………五
- …(環境局総務部環境政策課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………五
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五
- 全国自治宝くじの発売 (二件) ………………六
- …(全国自治宝くじ事務協議会)……………六

雑報

規則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年八月十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百八十一号

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則 (平成十六年東京都規則第九十八号) の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「港湾局長」の下に「、子供政策連携室長」を加える。

別記第一号様式、第一号様式の二、第二号様式及び第三号様式中「㉗」を「㉘」に改め、「㉙」を削る。

別記第六号様式、第七号様式及び第八号様式中「㉚」を削る。

別記第十号様式中「㉛」を「㉜」に改め、「㉝」を削る。

削る。

別記第十一号様式中「㉞」を削る。

別記第十一号様式の二中「㉟」を削る。

別記第十二号様式中「㊱」を「㊲」に改める。

別記第十三号様式中「㊳」を「㊴」に改め、「㊵」を削る。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の様式 (この規則により改正されるものに限る。) による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

薬剤師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年八月十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百八十二号

薬剤師法施行細則の一部を改正する規則

薬剤師法施行細則 (昭和三十六年東京都規則第七十八号) の一部を次のように改正する。

「定めるところにより」を「規定により、知事を経由して」に改める。

附則

この規則は、令和四年八月二十日から施行する。

告示

●東京都告示第千七百七十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり令和四年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき告示する。

令和四年八月十九日

東京都知事 小池 百合子

調査を行う者 調査地 区域 調査期間

千代田区 千代田区岩本町一丁目、岩本町二丁目及び岩本町三丁目の各
令和四年四月一日から
令和五年三月三十一日
まで

中央区 中央区新川一丁目の地内

港区 港区南青山五丁目及び南青山六丁目の各
新街区 新街区若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、須賀町及び南元町の各
文京区 文京区湯島一丁目及び湯島三丁目の各
台東区 台東区根岸四丁目の地内
墨田区 墨田区石原一丁目及び石原二丁目の各
江東区 江東区潮見二丁目及び枝川二丁目の各
品川区 品川区北品川二丁目及び北品川五丁目の各
目黒区 目黒区目黒本町五丁目の地内
大田区 大田区久が原五丁目及び多摩川二丁目の各
世田谷区 世田谷区若林一丁目、赤堤二丁目、喜多見五丁目及び喜多見六丁目の各
渋谷区 渋谷区宇田川町の地内

中野区

杉並区

豊島区

荒川区

板橋区

練馬区

足立区

葛飾区

江戸川区

八王子市

三鷹市

青梅市

中野区上高田四丁目の地内

杉並区高円寺南四丁目、方南二丁目、堀ノ内一丁目、堀ノ内二丁目、堀ノ内三丁目、和田一丁目及び和田二丁目の各
豊島区千川一丁目の地内

荒川区西尾久二丁目及び町屋二丁目の各
板橋区小茂根四丁目及び小茂根五丁目の各
練馬区豊玉上二丁目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目、豊玉北五丁目、豊玉北六丁目、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、中村北一丁目、中村北二丁目、中村北三丁目、中村南三丁目及び向山一丁目の各
足立区神明一丁目の地内

葛飾区堀切四丁目、小菅二丁目、小菅三丁目、小菅四丁目、亀有二丁目、亀有三丁目及び青戸八丁目の各
江戸川区下篠崎町、南篠崎町五丁目及び江戸川一丁目の各
八王子市千人町四丁目、平岡町、本郷町、本町、元横山町一丁目及び元横山町二丁目の各
三鷹市上連雀六丁目、上連雀七丁目及び上連雀八丁目の各
青梅市谷野、木野下二丁目及び今寺一丁目の各

府中市

調布市

町田市

小金井市

小平市

日野市

東村山市

国分寺市

福生市

武蔵村山市

多摩市

羽村市

あきる野市

日の出町

檜原村

奥多摩町

府中市若松町二丁目の地内

調布市下石原二丁目の地内

町田市鶴川三丁目及び鶴川四丁目の各
小金井市緑町五丁目の地内

小平市小川町二丁目の地内

日野市三沢五丁目の地内

東村山市秋津町四丁目、秋津町五丁目及び諏訪町三丁目の各
国分寺市北町一丁目の地内

福生市大字熊川の地内

武蔵村山市伊奈平二丁目の地内

多摩市連光寺一丁目及び聖ヶ丘三丁目の各
羽村市羽西三丁目の地内

あきる野市小中野字大鳥前、同字竹ノ花、同字川端、同字中ヶ谷戸、同字前原、同字山王前、同字子生前及び同字雪平の各
西多摩郡日の出町大久野の地内

西多摩郡檜原村本宿の地内

西多摩郡奥多摩町海澤の地内

●東京都告示第千七百七十二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき青梅駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項にお

いて準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年八月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

青梅駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和三年四月二十三日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

青梅市本町地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

青梅市本町百三十番地十七

令和三年四月二十三日

五 変更の内容

事業施行期間を令和九年一月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和四年八月十九日

●東京都告示第千七百七十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和四年八月三日

東久留米市幸町二丁目九百二十六番一の一部

延長 一〇・〇〇

幅員 〇・七一

幅員 〇・七三

幅員 五・〇〇

幅員 一二・四七

●東京都告示第千七百七十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第七百一十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年八月十九日

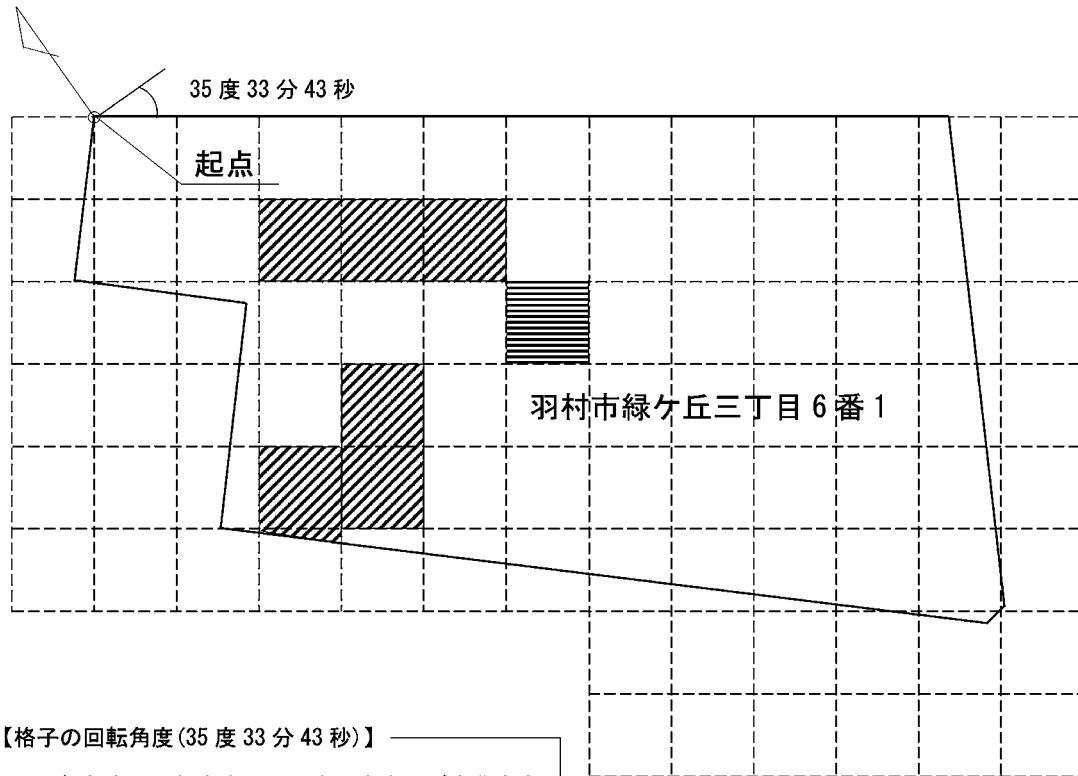
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(羽村市緑ヶ丘三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図





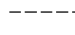
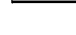
【格子の回転角度(35度33分43秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起 点】

起点は、羽村市緑ヶ丘三丁目6番1の最北端とする。

【凡 例】

-  形質変更時要届出区域
(令和4年東京都告示第701号により指定した区域)
-  指定を解除する区域
-  単位区画
-  敷地境界

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、おなだか勝後援会から訂正の報告があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出事項の異動の届出(令和三年東京都選挙管理委員会告示第三十七号)の一部を次のように訂正する。

令和四年八月十九日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)の部おなだか勝後援会の項中「R32.18」を「R2.12.31」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出について、おなだか勝後援会から訂正の報告があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、資金管理団体の届出事項の異動の届出(令和三年東京都選挙管理委員会告示第四十号)の一部を次のように訂正する。

令和四年八月十九日

東京都選挙管理委員会

おなだか勝後援会の項中「R32.18」を「R2.12.31」に改める。

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九
条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ
つたので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進
法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二
百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公
告する。

令和四年八月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 R D A J a p a n

二 代表者の氏名

土谷 麻紀

三 主たる事務所の所在地

町田市根岸町千七番地四

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出
について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九
十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、（仮称）内幸
町一丁目街区 開発計画（中地区）について、次のとおり
着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告す
る。

令和四年八月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 辻上 広志

千代田区外神田四丁目十四番一号 秋葉原 U D X

公共建物株式会社

代表取締役会長兼社長 山下 耕平

中央区京橋二丁目四番十二号 京橋第一生命ビル六階

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

千代田区内幸町一丁目一番三号

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

中央区日本橋室町二丁目一番一号

二 対象事業の名称

（仮称）内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）

三 工事着手の予定年月日

令和四年八月二十二日

四 工事完了の予定年月日

令和十九年五月三十一日

五 届出日

令和四年八月一日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体に
あつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和四年八月十九日から四月以内に東京都産業勞
働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一
号）に到着するように提出してください。

令和四年八月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

GINZA SIX

二 店舗所在地

中央区銀座六丁目十番一号ほか
株式会社大丸松坂屋百貨店ほか四
名

三 設置者名

江東区木場二丁目十八番十一号ほ
か

四 設置者住所

松岡地所株式会社

五 変更を行った設置
者名

松岡 満喜子

六 変更前の設置者の
代表者名

松岡 清美

七 変更後の設置者の
代表者名

カルチュア・コンビニエンス・ク
ラブ株式会社ほか百六十九名

八 変更前の小売業者
の氏名又は名称

カルチュア・コンビニエンス・ク
ラブ株式会社ほか百六十六名

九 変更後の小売業者
の氏名又は名称

株式会社ボーコンセプト・ジャパ
ンほか十六名

十 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称

港区南青山二丁目三十一番八号 D

雑報

十二	者の住所	a i w a 南青山ビル(株式会社ボ ーコンセプト・ジャパン)ほか
十三	変更後の小売業 者の代表者名	港区南青山二丁目三十一番八号L 'A R C O 南青山ビル(株式会社 ボーコンセプト・ジャパン)ほか
十四	変更前の小売業 者の代表者名	飯村 祐一(株式会社フォーナイ ンズ)ほか
十五	変更後の小売業 者の代表者名	柴田 俊一(株式会社フォーナイ ンズ)ほか
十六	変更日	令和四年七月十二日ほか
十七	届出日	令和四年八月一日
十八	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)
十九	縦覧期間	令和四年八月十九日から同年十二 月十九日まで。ただし、東京都の 休日に関する条例(平成元年東京 都条例第十号)に定める休日を除 く。
二十	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百八十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年八月十九日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第九百三十九回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 一億一千万枚 三百三十億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として十一単位(十一ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円
五 証券型式 開封式
六 発売期間 令和四年九月二十一日から同年十月二十一日まで
七 抽せん期日 令和四年十月二十八日
八 当せん金支払開始期日 令和四年十一月二日

九 当せん金の額及び当せんの数
一等 三億円 当せん本数 一本
二等 一億円 二本
三等 千萬元 九十九本
四等 百萬元 二本
五等 十萬元 十本
六等 一萬元 百本

計 百二十二万二百四本

備考 一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百八十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年八月十九日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子
第九百四十回全国自治宝くじ
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
五千万枚 百五十億円

一 名称
二 受託銀行等の名称及び所在地
三 発売の数及び総額
（三十億円を一単位（一ユニット）として五単位（五ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。）
一枚三百円

四 証券金額
五 証券型式
六 発売期間
七 抽せん期日
八 当せん金支払開始期日
九 当せん金の額及び当せんの数

一等	当せん金	三千万円	当せん本数	四本
二等	一等の前後賞	千万円		八本
三等		百万円		百本
四等		一万円		五万本
五等		三千円		十万本
		三百円		百万本
計			百十五万百十二本	

備考
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
十 注意事項
（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
（二） 証券は、転売できない。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

